「別紙]

「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(案)」及び「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(案)」について(概要)

1. 改正の趣旨

- 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)第2条第1項及び同条 第2項の規定に基づき、毒物及び劇物については、法別表第一及び別表第二で指定するものの ほか、政令で指定するとされているところ。
- 劇物の指定等に係る薬事・食品衛生審議会答申(平成30年9月25日)を踏まえ、新たに4物質を劇物に追加するとともに、1物質を劇物から除外するため、毒物及び劇物指定令(昭和40年政令第2号。以下「令」という。)について、所要の改正を行うもの。
- また、令の一部が改正され、新たに劇物として指定された物質のうち農業上必要な物質について、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。)別表第一に追加することとする。

2. 改正の概要

- (1) 次に掲げる物について、既に有機シアン化合物及びこれを含有する製剤として指定されている「劇物」から除外する(令第2条関係)。
 - 〇 2^2 -フルオロー 3^4 -プロピル $[1^1, 2^1: 2^4, 3^1$ -テルフエニル $] 1^4$ -カルボニトリル 及びこれを含有する製剤 【CAS番号 127523-43-7】
- (2) 次に掲げる物を新たに「劇物」に指定する(令第2条関係)。
 - 1) ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジシクロヘキシルアミン4% 以下を含有するものを除く。 【CAS番号 101-83-7】
 - 2) 3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(3R)-1,1,3-トリメチル-2,3-ジヒドロ-1H-インデン-4-イル]-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、<math>3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(3R)-1,1,3-トリメチル-2,3-ジヒドロ-1H-インデン-4-イル]-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド3%以下を含有するものを除く。【CAS番号 1352994-67-2】
 - 3) メルカプト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、メルカプト酢酸 1 %以下を含有するものを除く。 【CAS番号 68-11-1】
 - 4) モルホリン及びこれを含有する製剤。ただし、モルホリン6%以下を含有するものを除く。 【CAS番号 110-91-8】
- (3) 次に掲げる物について、農業用品目に指定する(規則第4条の2関係)。 上記(2)の2)の物質

3. 公布日等

公 布 日:平成30年12月下旬(予定)

施行期日:平成31年1月1日

※ 2. (1) については公布の日。

4. 経過措置

- (1)本政令の施行の際、新たに劇物に指定した物を、現に製造・販売等している者については、 劇物の製造業、輸入業又は販売業に係る法第3条、第7条及び第9条の規定は、平成31年3月 31日(公布の日から3か月後)までの間は、適用しないものとする。
- (2) 本政令の施行の際、新たに劇物に指定した物のうち、現に存するものについては、劇物に係る法第12条第1項(法第22条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項の必要事項の表示の規定は、平成31年3月31日(公布の日から3か月後)までの間は、適用しないものとする。